

令和6年度法務省委託人権啓発動画『『誰か』のこと じゃない。』
を使用した広報に関する留意事項

- 1 YouTube（インストリーム広告）
 - (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
 - (2) 動画視聴完了数は、50,000回以上の回数を満たすものとする。

- 2 映像
下記ウェブページに掲載されている動画（全9種）を使用すること。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00233.html

- 3 広報時期
以下を想定。
令和6年11月27日（水）～12月10日（火）
※ 令和6年12月4日（水）から10日（火）の人権週間を中心に展開すること。